

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する指定金属切断工具を定める政令 新旧対照条文
○ 警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）（附則第二項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（生活安全企画課） 第十八条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。 一 十九 （略） 二十 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）の施行に関すること。 二十一・二十二 （略）</p>	<p>（生活安全企画課） 第十八条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。 一 十九 （略） （新設） 二十・二十一 （略）</p>